

起因物、事故の型：手工具 - 飛来・落下の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	業種小 コード	労 働 者 規 模
1	13~ 14	当社第3工場で、バッバリミキサー解体作業時、ドリルドサイド下側ボルトを緩めるために、ボルトへ交換ソケット、打撃めがねレンチをセットし、下側から上方向へ大ハンマーを打った3度目に交換ソケットが折れ交換ソケットが跳ねて、左頬に当たり被災した。	48	11301	300 ~ 499
1	16~ 17	製造現場にて、加工中に製品に入り込んで折れたドリルを、手直し作業により取り除こうと、反対側から刃物にてハンマーで叩いていたところ、その刃物が外れなくなり、外そうと万力に取り付け、強く締めつけた際に、締めつけた刃物が粉碎して飛び、その破片が左目に入ってしまった。	61	11301	50 ~ 99
2	9~10	庭園で木の手入れをしていたところ誤って手から木ばさみを落とし、下にいた従業員（被災者）の頭部左前方部に当たり負傷した。	59	60101	1~ 9
2	13~14	フィルムの剥離作業に従事していた。右手に持った噴霧器の位置を整えるためスクレーパーを持っている左手で位置を整えようとした際に手元が狂いスクレーパーを右手に落下させ負傷した。	34	30309	—
3	16~17	工場機械室で冷凍機停止作業中、頭の上くらいの高さにある冷凍機バルブのボルトをレンチ（長さ50cm、重さ2.3kg）で緩めるため力を入れたところ、レンチがボルトにはまっておらず外れ、左膝に落とした。	68	10102	50 ~ 99
3	8~9	店の厨房で肉を切るため包丁入れから刃渡り約30cmぐらいの包丁を抜こうとした際、誤って手が滑り包丁が落下し、自分の右足ふくらはぎ部分に刺さり切傷した。	35	80209	10 ~ 29
		トレーサー4号機にて切断した130t×500×652の製品を6.7kgの大ハン			30

3	15~16	マーで叩いて落とす作業中、振り上げた際に柵が折れ、大ハンマーのヘッド部が首に当たった。	32	11009	~ 49
3	10~11	会社敷地内の水道修理のため、人力で土砂の掘削中、スコップを勢いよく地面に突き刺した際、何か不明な異物にあたり、その反動で跳ねた土が顔に当たり、慌てて汚れた軍手で顔についた土砂を拭ったところ、右目に少し痛みを感じたがそのまま作業を続けた。後日、視界や瞬きの際に違和感を感じ、痛みが増した。	74	30199	1~ 9
3	11~12	肥料の包装ビニールを小型カッターで切断中、先端が折れ、右目に当たり負傷した。	36	80209	10 ~ 29
4	13~ 14	社内工場内で整備者A、整備者B（被災者）とで大型トラックのトラニオンのピン脱着作業中、ピンの先に整備者Bが大ハンマーの頭部分をあて、整備者Aがその頭部分を別の大ハンマーで打ち込みしていたとき、整備者Aのハンマーの頭部分が柄からはずれ、トラックの荷台の床板とフレームにはねかえりながら整備者Bの右顔面に当たった。	46	11701	1~ 9
4	11~ 12	新築工事現場で、天井に張ってある断熱材のビニールをカッターで切っていたところ、カッターの刃が折れて左目に飛んで来て刺さり、左目を負傷した。	54	30202	1~ 9
4	18~ 19	当該事業所において、包丁を殺菌液で浸漬殺菌し、殺菌後右手で引き上げようとしたところ、誤って手を滑らせ包丁を落としてしまい、左手中指に包丁が刺さった。	68	80209	30 ~ 49
4	13~ 14	当社請負先作業所において、圧接したパイプのバリをハンマーと工具を使って取っていたところ、工具がかけて右腕にあたった。	69	11509	1~ 9
4	10~ 11	手動の紙切機で紙を切っている時、刃を引っ掛けていた部分が外れて刃が落ち、右手に当たり負傷した。	56	10602	30 ~ 49
	14~	工場内出荷場にてポンプ出荷用の木枠をエアードリルを使って作成し			50

4	15	ていたところ誤って自分の足に釘を打ってしまい、左足親指のところを負傷した。なお、安全靴は着用していた。	61	11301	～ 99
5	14～ 15	個人宅リフォーム工事で外壁の下地工事中に、水糸を自分で張るため木にカルコをさし、水糸をピンと張ったと同時にカルコが外れて飛んで来て、右目に当たってしまった。	32	30202	1～ 9
5	16～ 17	病院調理室にて重さ10kgの業務用まな板を手で持って運搬中、手を滑らして左足第3指と第4指の付け根付近に落とし、左足に激しい痛みを感じた。	52	130101	300 ～ 499
6	13～ 14	インナードラムの製作作業中、レバブロックを使用し組立作業を行っていたところ、レバブロックが外れ、顔面（左下口の辺り）に当たり、負傷した。	69	11209	30 ～ 49
6	9～ 10	当時、当社展示場1階作業場で、鉄製品の出荷前にサンダー（ワイヤーブラシ装着）を使いサビ落としの作業をしていたところ、手元から50～60cm程の顔面に3cm程のワイヤーブラシの破片が飛んでしまい、ゴーグルをしていなかった為、左目に刺さり負傷したものである。	27	11203	1～ 9
6	13～ 14	当社作業所において、長さ1m位の塩ビのパイプに十字に取り付けられているパイプを外す為、塩ビのパイプを足で踏み、十字に付いているパイプをハンマーで叩いたところ、外れたパイプが飛んで来て、右目瞼に当たり負傷した。	75	150102	1～ 9
6	9～ 10	工場36号棟2階クリーンルームにて、トルクレンチで製品のネジ締めを行っていたところ、ビット先端が折れて、勢い余って、添えていた左手の親指の付け根部に突き刺さった。	38	170101	100 ～ 299
6	9～ 10	給食調理場で作業中、大量のピーマンを包丁でカット処理後、ピーマンを移動させようと両手でまな板ごと持ち上げたところ、思ったより重く片手が離れてしまい、まな板の上に置いていた包丁が滑り落ちて来て、右手薬指腹部分に直撃切創し、出血が止まらなかった。	65	170101	100 ～ 299
		給食調理場で作業中、大量のピーマンを包丁でカット処理後、ピーマンを			50

6	9~10	移動させようと両手でまな板ごと持ち上げたところ、思ったより重く片手が離れてしまい、まな板の上に置いていた包丁が滑り落ちて来て、右手薬指腹部分に直撃切創し、出血が止まらなかった。	65	170209	~99
7	15~16	被災者はコミットロールの組み立て作業を行っていた。カッティングヘッドの取り付けでスパナでボルト締め付けを行っていた際に、スパナがボルトの頭から外れた拍子にスパナが手から外れ、右目に当たった。	56	10109	~299
7	9~10	作業中アイロンの重しが足に落ちて骨折した。	64	10301	~99
7	13~14	工場内でレール割り作業（レールにガスバーナーで切れ目を入れて、大ハンマーで叩き割る作業）をしていたところ、大ハンマーがレールの端に当たり跳ね返ったレールが左足を直撃した。（レールは約1mで安全靴の柔らかい部分を直撃した。）	58	11009	1~9
7	15~16	倉庫で車から荷降ろし作業をしていたところ、棚から工具が左足の上に落ちた。	29	30209	~29
7	18~19	バックヤードでまな板を洗っていた時、まな板を落として足の甲を打撲した。	16	80201	~299
7	17~18	弊社倉庫で工事現場から帰社して道具を片付けている時刃のついたスクレバーが棚上から落下し、被災者の右足甲に突き刺さり、負傷した。	35	30309	1~9
7	11~12	地籍調査で境界杭打ち作業中に杭を持っていた左手第2指（人差指）を誤って金づちで打ったもの。	67	170209	~49
7	10~11	素材課において鑄造機に段替えで交換した金型に不具合を発見したため、すぐに金型整備場に戻し、金型を分解しようと作業を開始した。天板と1枚目の中板をはずしワイヤで吊った状態で2枚目の中板をはずそうとハン	56	10502	~50

		マーでたたいてもはずれないため、下からたたいていたところ、突然中板がはずれ右手の甲に落下し負傷した。			99
7	14～ 15	2階ベランダ笠木を施工している際、ベランダ方立と笠木を釘打ち機にて留め付けを行おうとしたときに、部材持ち手である左手親指を誤射した。	25	30201	1～ 9
7	15～ 16	改修工事の施工中、ワイヤーに寄りが入ったため、それをとり除こうと、やぐらの上（地上11m程上）でパイプレンチを使用して寄りを戻していたとき、パイプレンチが手から離れ、落下させてしまった。危険を知らせようと声をかけたときに、下にいた作業員が顔をあげて上げてしまい、パイプレンチが額に当たり怪我をした。下にいた作業員はヘルメットを着帽していたため、頭部（頭頂部）の損傷は免れた。	34	30199	1～ 9
7	16～ 17	支店倉庫内にて、金槌を使用して木製パレット解体作業中、右手に持った金槌を誤って手から滑らせ、右足小指に落とし受傷した。	36	10409	1～ 9
7	14～ 15	倉庫に道具類の整理のため、車から工具などを降ろしながら片付けていたとき、移動しようとしたブレイカー（解体工具）を、誤って左足の小指の上に落とした。最初は痛かったが、大丈夫だろうと判断し帰宅したものの、痛みが酷くなった。	37	30209	10 ～ 29
7	15～ 16	本社建設機械整備場で、被災者が整備場奥の休憩室で午後の休憩をとっていたとき、同僚の整備士が急ぎの仕事で入った削岩機のビットをハンマーで叩き外していて、その際、削岩機の金属片がたまたま近くで休憩していた被災者の左目に当たり、災害が発生した。	66	80409	10 ～ 29
9	15～ 16	店内惣菜作業場で、商品のチキンポン酢竜田弁当の準備の為使用したまな板と包丁を片付けようと洗い場に移動中、洗い場の食洗機に左腕をぶつけ、その拍子に包丁が滑り落ち包丁の刃が左示指に触れ負傷したものである。	62	80209	100 ～ 299
9	16～ 17	当社倉庫内に於いて、トラックの荷台より道具の荷卸し作業中、ジャッキを台車に置こうとした際、手が滑りジャッキが左足甲に落下し、左足甲を骨折負傷した。	23	40301	30 ～ 49

9	14～ 15	新築工事現場にて、2階梁に金具を取り付け、ハシゴを下りてきたところ 高圧の釘打ち機が土台の上に置いてあり、釘打ち機の先端部分（釘の出る 部分）に足が触れ釘が発射されて右足に刺さり負傷した。	69	30202	1～ 9
9	10～ 11	測量をするための杭を立てようと、地面に鉄ピンをさして石頭ハンマーで 叩いたところ、鉄ピンの頭が欠けてしまった。その際に破片が左足ふくら はぎに飛んできた為、ふくらはぎに突き刺さって負傷した。	68	30309	1～ 9
10	13～ 14	ゴルフ場のアスファルト工事現場で舗装作業をしている時に、油で汚れた 軍手が原因で、手に持っていた作業道具のコテが手から滑り落ち、コテの 先端部分が右足の中指部分に落下し負傷した。	50	140301	100 ～ 299
10	18～ 19	基礎型枠組立作業中に根伐底で、型枠材の建入れを調整中に、釘止めをし ていたパネルを調整する為、一旦釘を抜こうと釘抜きで勢いよく釘を引き 抜いた際、抜けた釘(長さ65mm)が飛び、左目に当たる。	22	30201	10 ～ 29
10	20～ 21	レストラン調理場で、調理をする為に包丁を用いていたところ、手を滑ら せてしまい、包丁が落下。右足の甲に包丁が突き刺さった。	15	140201	50 ～ 99
10	14～ 15	店内にて、グリル（60cm×60cmの肉を焼く鉄板）の清掃をしている際 に、誤ってグリルを左足の上に落としてしまった。	20	140201	1～ 9
10	15～ 16	工場内のカット洗浄室でスライサーの刃の点検をしていた時に、誤ってス ライサーの刃を落として、左足膝関節部の上にスライサーの刃が当たり怪 我をした。	31	10109	300 ～ 499
10	14～ 15	調理場を整理している最中に包丁ケースが落ち、その際に落下は目視して いないが、足下に包丁が落ちていたのと、左足に激痛があり中の白い部分 が見えていた。	46	140201	—
10	13～ 14	また板（45cm×100cm、8.7kg）を洗浄し片付ける際に、手が滑り右足小 指にまた板が落下した。	18	80209	50 ～ 99
		自社工場の印刷機ユニット内で、版替え作業中に、テーパーコンと版が、			

10	14~ 15	インクがこびりついて取れなかったため、別のテーパーコンで叩いて取ろうとした際、叩いた方のテーパーコンが欠けて右眼に当たり、二日間視力を失い、その後も見えづらくピントを合わせるのに時間が掛かる。症状が良くならなかったため、今回手術に至った。	28	10701	50 ~ 99
10	14~ 15	鶏舎で、被災労働者が、鶏が足を痛めないように巣箱の中の金網に人工芝を敷いていた。敷いた人工芝がずれないようにインパクトドライバでビス止めし、次の巣箱に移動していたときに、手が滑って持っていたインパクトドライバを落としてしまった。落ちたはずみで電源が入り、ドライバのドリルが右足の甲の内側に長靴の上から刺さり負傷した。	59	70101	100 ~ 299
11	14~ 15	測量杭設置の為に、3kg程度の重さの掛矢で高さ1.5メートルの丁張杭を打ち付けている最中に、重さ約2.5kgの掛矢の頭部が柄から外れて当該従業員の左鎖骨に当たった。掛矢頭部と柄の結合部分が打ち込み作業に伴う振動により緩みが生じた為に、頭部が柄から外れてしまった。	62	30106	1~ 9
11	11~ 12	粉碎機の下で作業している時に、粉碎機の上に置いてあったハンマーが振動で落下してきて、右手の小指に落ちてしまった。	24	10805	10 ~ 29
11	16~ 17	木に登り、剪定作業中、枝に引っ掛けていたハサミが落下し足に刺さった。安全靴を履いていたが、布の部分に刺さり怪我をした。	41	60101	1~ 9
12	18~19	事業所倉庫内に於いて、翌日の現場（太陽光発電工事）の準備作業中、現場用の工具を揃えている時、棚から圧着工具が右足に落ち負傷したものである。	35	30301	10 ~ 29
12	21~22	当事業場のウォッシャーで食器等を洗浄したあと、拭き上げ場までラックで運んでいた。その際、他の調理器具に体が触れて、鉄板が落下し、足の指に直撃した。	18	140201	50 ~ 99
12	11~12	当社店舗内の惣菜調理場にて、惣菜調理作業中、作業台下の冷蔵庫を開けて商品を取ろうとした際、作業台に置いてあった包丁が冷蔵庫開閉の振動で落下し、落ちてきた包丁で左手薬指を切り負傷した。	47	80209	50 ~ 99

12	11~12	<p>改築工事の現場において、室内で鋼製棚の分解中、下で作業していたところ、上で作業していた人が誤ってインパクトを落とし、右足の中指に直撃し負傷した。当日痛みはあったが夕方まで作業し、会社に帰ってから靴下を脱いだところ、腫れが酷かった。右足中指第1・第2関節骨折で全治2週間となった。</p>	59	30201	1~9
----	-------	--	----	-------	-----

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html